

# Q1

平成17年4月からペイオフの解禁が拡大されると聞きましたが、具体的に保護される範囲を教えてください。



# A

これまでは1金融機関ごとに預金者1人あたり定期性預金は元本1,000万円までとその利息が保護され、普通預金、当座預金、別段預金は全額保護されていましたが、平成17年4月以降は、**定期性預金や利息のつく普通預金等は、1金融機関ごとに預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息等が保護され、当座預金や利息のつかない普通預金等は「決済用預金」(注)として全額保護されることとなります。**

(注)「利息がつかない。いつでも引き出せる。決済に使える。」という3要件を満たす預金のこと。

普通預金と定期性預金の保護される範囲		決済用預金は平成17年4月以降も全額保護	
	～平成17年3月	平成17年4月～	
普通預金 (利息がつく)	全額保護	合算して 元本1,000万円までとその利息等が 保護されます。	全額保護されます。
定期性預金 (定期預金・定期積金等)			
			決済用預金 (普通預金無利息型(決済用預金) 当座預金 別段預金の一部)

## 具体的な範囲は？

### 平成17年4月からの預金の種類と保護の範囲

預金の分類	平成17年4月から
<b>普通預金無利息型 (決済用預金)</b> (利息がつかない) 個人の方も団体もご利用になれます。 Q2、5参照	<b>平成17年4月以降も全額保護されます。</b>
<b>当座預金</b> (無利息) 主に団体のご利用になれます。	
<b>別段預金の一部</b> (無利息) ※別段預金は、振込資金等の一時的な管理等を行うための預金です。	
<b>普通預金</b> (利息がつく)	これらを合算して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
<b>その他の預金等</b> 定期預金、貯蓄預金、定期積金、通知預金、納税準備預金 等	合算して元本1,000万円を超える場合、元本1,000万円を超える部分とその利息等については破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります)
<b>外貨預金 譲渡性預金 元本補てん契約のない金銭信託等</b>	<b>預金保険の対象外ですので保護されません。</b> 万が一金融機関が破たんした場合、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります)